

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 3 年度
計画主体	美 里 町

美里町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 美里町産業振興課
所在地 宮城県遠田郡美里町木間塚字中央 1 番地
電話番号 0229-58-2374
FAX番号 0229-58-1216
メールアドレス sanshin@town.misato.miyagi.jp

1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ハシブトガラス、ハシボソガラス、カルガモ、 ハクビシン及びタヌキ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	美里町

※「ハシブトガラス、ハシボソガラス(以下「カラス」という。)」

2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和3年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
カラス	水稲	123千円 / 7.20ha
カルガモ	水稲	106千円 / 6.30ha
ハクビシン	野菜、果樹全般	127千円 / 0.49ha
タヌキ	野菜、果樹全般	21千円 / 0.21ha

(2) 被害の傾向

農作物の軽微な被害は、被害状況の把握が難しいこともあり、潜在的な被害も合わせると総体的な被害は、さらに増加しているものと推測される。

被害の傾向としては、カラス、カルガモによる田植後の水稲の苗の抜取りが見受けられる。

ハクビシン、タヌキによる野菜、果樹全般の被害は、収穫期はもちろんのこと、鳥類による水稲の被害よりもその期間は長い。

(3) 被害の軽減目標

区分	指標	現状値(令和3年度)	目標値(令和6年度)
		被害金額／被害面積	被害面積／被害金額
鳥類	カラス	123千円 / 7.20ha	86千円 / 5.04ha
	カルガモ	106千円 / 6.30ha	74千円 / 4.40ha
小型獣類	ハクビシン	127千円 / 0.49ha	88千円 / 0.34ha
	タヌキ	21千円 / 0.21ha	14千円 / 0.14ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>カラス、カルガモについては、美里町鳥獣被害対策実施隊及び美里町有害鳥獣駆除対策協議会による猟銃での春駆除、秋駆除を実施し、焼却又は埋設処理としている。</p> <p>ハクビシン、タヌキについては、鳥獣捕獲の申請・許可手続及び箱わなの貸出しによる個人捕獲を実施している。</p>	<p>美里町鳥獣被害対策実施隊及び美里町有害鳥獣駆除対策協議会によるカラス、カルガモの春駆除、秋駆除を実施しているが、実施時期が適当か等の見極めが難しい。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>当取組に関しては、従来、特に講じていない。</p>	

(5) 今後の取組方針

<p>カラス、カルガモについては、引き続き、美里町鳥獣被害対策実施隊及び美里町有害鳥獣駆除対策協議会による猟銃捕獲等の駆除を実施する。</p> <p>また、近年、増加傾向にあるハクビシン、タヌキによる被害の対応については、住民への鳥獣捕獲許可とそれに伴う箱わなの貸出しにより捕獲を実施する。予察情報については、住民の安全確保のため広報及び防災無線により周知する。</p>

3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

カラス、カルガモについては、住民からの情報収集を行い、被害地域及び被害状況を把握の上、美里町鳥獣被害対策実施隊への指示及び美里町有害鳥獣駆除対策協議会への依頼により駆除を実施する。

ハクビシン、タヌキについては、住民からの捕獲許可申請により箱わなの貸出しを行い、捕獲を実施している。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度 ～ 令和6年度	カラス カルガモ ハクビシン タヌキ	鳥獣は、市町村間を移動するので、関係する市町村間で情報共有をし、協力しながら駆除に努めていく。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方			
<p>捕獲については、「美里町有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、適正な捕獲、駆除の実施に努める。</p> <p>カラス、カルガモについては、宮城県から示される予察捕獲の標準実施時期を参考に、水稻の生育スケジュールに合わせた春駆除、秋駆除を実施し、被害防止に努める。また、密に情報収集を行い、駆除重点実施区域を選定し、効率的な駆除実施を目指す。</p> <p>ハクビシン、タヌキについては、これまで被害が発生した場所を洗い出すことにより、重点駆除地域を設定し、効率的な駆除を実施する。また、生息地域と行動パターンを把握することにより、被害防止に努める。</p>			
◇近年の有害鳥獣捕獲実績			
対象鳥獣	令和元年度	令和2年度	令和3年度
カラス	125羽	161羽	173羽
カルガモ	105羽	123羽	103羽
ハクビシン	0頭	1頭	0頭
タヌキ	2頭	1頭	2頭

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
カラス	150羽	150羽	150羽
カルガモ	100羽	100羽	100羽
ハクビシン	1頭	1頭	1頭
タヌキ	2頭	2頭	2頭

捕獲等の取組内容
<p>カラス、カルガモについては、美里町鳥獣被害対策実施隊及び美里町有害鳥獣駆除対策協議会が猟銃による捕獲を行う。実施時期については、宮城県から示される予察捕獲の標準実施時期を参考にし、田植時期の5月及び稲の出穂時期である9月に、それぞれ春駆除、秋駆除を実施する。</p> <p>ハクビシン、タヌキについては、1年を通じて目撃情報及び被害報告があるため、申請のあった住民へ鳥獣捕獲を許可し、個人による捕獲を実施してもらう。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
/

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
美里町	なし(既に権限移譲を受けているため)

4 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
/	/	/	/

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度

5 生息環境管理その他被害防止施策に関する取組

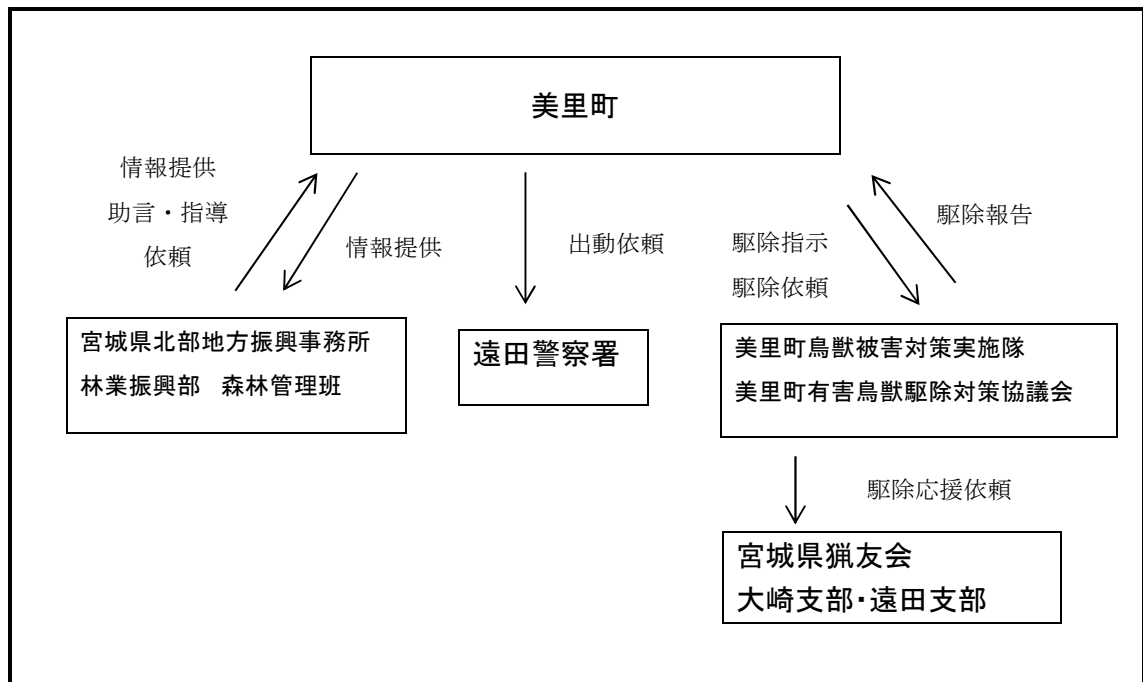
年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度～ 令和6年度	カラス カルガモ ハクビシン タヌキ	鳥獣の隠れ場所となる藪等の刈り払いや、空き家の対応をしている関係機関に対して、適正に管理できる対策をとるよう働きかけを行う。

6 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じた、若しくは生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
美里町産業振興課	美里町有害鳥獣駆除対策協議会事務局を担当し、協議会事業に関する連絡・調整を行う。
宮城県猟友会大崎支部小牛田分会	有害鳥獣の実質的な駆除を実施する。
宮城県猟友会遠田支部南郷分会	有害鳥獣の実質的な駆除を実施する。
遠田警察署	緊急時における住民の避難・誘導を行う。
宮城県北部地方振興事務所 林業振興部 森林管理班	対象となる有害鳥獣の情報を提供し、被害の拡大防止のための助言等を行う。
宮城県猟友会大崎支部	緊急時における駆除の応援を行う。
宮城県猟友会遠田支部	緊急時における駆除の応援を行う。

(2) 緊急時の連絡体制



7 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、「美里町有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、適正に処分する。
 処理方法としては、カラス、カルガモはすべて焼却又は埋設処理とし、ハクビシン、タヌキについては、状況に合わせて適切に処理をする。

8 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
ペットフード	
皮革	
その他	

(2) 処理加工施設の取組

--

(3) 捕獲した対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

9 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

美里町有害鳥獣駆除対策協議会	
構成機関の名称	役 割
美里町	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。
新みやぎ農業協同組合	地域巡回により知り得た情報を協議会へ提供し、協議会への指導、助言を行う。また、農家に対して営農指導、情報提供を行う。
古川農業協同組合	地域巡回により知り得た情報を協議会へ提供し、協議会への指導、助言を行う。また、農家に対して営農指導、情報提供を行う。
宮城県農業共済組合	地域巡回により知り得た情報を協議会へ提供し、協議会への指導、助言を行う。
美里東部土地改良区	地域巡回により知り得た情報を協議会へ提供し、協議会への指導、助言を行う。
江合川沿岸土地改良区	地域巡回により知り得た情報を協議会へ提供し、協議会への指導、助言を行う。
宮城県猟友会大崎支部小牛田分会	協議会が計画した駆除を実施する。
宮城県猟友会遠田支部南郷分会	協議会が計画した駆除を実施する。
宮城県美里農業改良普及センター	地域巡回により知り得た情報を協議会へ提供し、協議会への指導、助言を行う。また、農家に対して営農指導、情報提供を行う。
自然保護員	協議会への指導・助言を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
宮城県猟友会大崎支部・遠田支部	協議会等に対する助言・指導を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成29年4月 美里町鳥獣被害対策実施隊 設置

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

各関係機関が日頃から情報共有を密にし、不測の事態が起きた時の初動体制が素早くとれるように努める。
--

10 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近隣市町村及び対象有害鳥獣の移動範囲内である関係市町村間で情報共有をし、連携を図ることに努める。
--